特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	有田川町 個人住民税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

有田川町長は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

有田川町長

公表日

令和5年3月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイ	(ルを取り扱う事務
①事務の名称	個人住民税事務
②事務の概要	個人住民税は地方税法(第三章第一節(市町村民税)および第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す)であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定するものである。 個人住民税のには市町村が課すことのできる市町村民税(以後、個人市町村民税と称す)と道府県が課すことのできる道府県民税(以後、個人道府県民税と称す)が存在する。個人市町村民税はよび個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。 なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収を合わせて賦課徴収等を行うものとされていることから、個人市町村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施するものである。 ・本事務における特定個人情報77イルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備。(地方税法第294条、第295条、第318条) ②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領、地方税法第317条の3等) ③他市町村在住の電景者が技養者情報の確認。(情報提供ネットワーグシステムの利用を想定) ④個人住民税の賦課決定・更生等 ⑤納税者・給与支払者に税額通知を送付 ⑥、賦課情報に基づく各種証明書の発行 ⑦・有田川町税条例に規定された業務および機関に対する所得情報の提供及び移転。 ⑥ 過誤納金が発生した場合は還付・充当処理を行う。 ②完納されない納税者に対し、程促状を送付する。 ①曾促した納税者から納付が無い場合や納税額が課税額より少ない場合は滞納整理を行う。 ※②、⑩の事務においては特定個人情報ファイルを取り扱わない。
③システムの名称	ステム、中間サーバー、eLtaxシステム
2. 特定個人情報ファイ	
	税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条および別表第1第16号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,8 4,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項 【情報照会】27項 平成26年內閣府·総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,34,35,36,37,38,40,43,44,47,49,50,51,54,55,58,59条 【情報照会】20条					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	住民税務部税務課、福祉保健部やすらぎ福祉課、清水行政局 住民福祉室					
②所属長の役職名	税務課長、やすらぎ福祉課長、住民福祉室長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	総務政策部 総務課 和歌山県有田郡有田川町大字下津野2018番地4 0737-52-2111					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	総務政策部 企画調整課 和歌山県有田郡有田川町大字下津野2018番地4 0737-52-2111					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			5年3月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	5年3月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評价	晒書の種類				
[基礎	項目評価	書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関につ	ついては、それぞれ重	直点項目評价	価書又は全項目	評価書において、リス	スク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	クシステムを			〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	:の接続		[]接続	しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部	監査
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1)特に力を入れて行 2)十分に行っている 3)十分に行っていな1	

変更箇所

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日	I 1. ②事務の概要	①課税対象者情報の準備。(地方税法第294条、第295条、第318条) ②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領。(地方税法第317条の3等) ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定) ④個人住民税の賦課決定・更生等 ⑤納税者・給与支払者に税額通知を送付 ⑥賦課情報に基づく各種証明書の発行	②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領。(地方税法第317条の3等) ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定)	事前	
令和5年3月15日	Ⅱ 1. いつの時点の計測か	令和1年12月1日 現在	令和5年3月1日 現在	事前	
令和5年3月15日	Ⅱ 2. いつの時点の計測か	令和1年12月1日 現在	令和5年3月1日 現在	事前	